

緊急小口資金等の特例貸付 住民税非課税以外の償還免除要件について

緊急小口資金等の特例貸付は、償還(返済)が始まった後に下記の要件に当てはまる状況になった場合、貸付金の全部または一部について、償還免除の申請をすることができます。

1 償還免除の要件(住民税非課税以外)と免除申請に必要な書類

借受人が次のいずれかの状態になった場合に、償還免除申請をすることができます。

	免除要件	申請に必要な書類	償還免除額
1	生活保護を受給している場合	①償還免除申請書 ②生活保護受給決定通知 または 生活保護受給証明書	全額 ※すでに償還した金額 は対象外です。
2	精神保健福祉手帳(1級)が交付されている場合	①償還免除申請書 ②精神保健福祉手帳のコピー	
3	身体障害者手帳(1級または2級)が交付されている場合	①償還免除申請書 ②身体障害者手帳のコピー	
4	療育手帳(A判定)が交付されている場合 ※名古屋市の方は愛護手帳(1度または2度)	①償還免除申請書 ②療育手帳のコピー ※名古屋市の方は愛護手帳のコピー	
5	死亡した場合	住民票の除票 または 死亡診断書のコピー	
6	失踪宣告がされた場合	失踪宣告が確定していることを証明する書類のコピー	
7	次のすべてに当てはまる場合 ①償還開始になってから、12ヶ月分以上の償還できていない金額がある ②分納や少額返済などを実施しているがものの、償還できていない金額が増えている ③借受人と世帯主が住民税均等割のみ課税である(所得割が非課税) ④次のどれかに当てはまる世帯である (ア) 高齢者のみ世帯 (イ) 障害者世帯 (ウ) ひとり親世帯	①償還免除申請書 ②住民票 ※「世帯全員」と記載があるもの ※世帯主・続柄の記載があるもの ※免除申請時点から3ヶ月以内に発行されたもの ③免除申請する年度の課税証明書または非課税証明書 ※借受人及び世帯主のもの ※住民税所得割が非課税であることが確認できるもの ④左の④-(イ)に当てはまる場合、障害者世帯であることを確認できる書類の写し	償還開始以後、償還できず滞納している金額 ※今後支払いを予定している金額、 すでに償還した金額は 対象外です。

2 償還免除の申請方法

上記の要件に該当する場合、特例貸付償還事務センターまでご連絡ください。

上記1の1~4及び7の要件について、償還免除の決定は償還開始以降になります。

【問い合わせ先】 愛知県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター
TEL:052-684-9766 月~金(祝祭日を除く) 9:00~17:00